

令和7年度 鯖江市役所短期実務体験インターンシップ（短期：5日間）の募集について

1 プログラムの目的

大学等に在学中の学生をインターンシップとして受け入れ、鯖江市役所における就業体験機会を提供することで、学生の職業生活への理解を進め、就職活動および就職後の職業生活への適応を円滑にすると共に市政への理解を深めることを目的とする。

2 対象者

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院および短期大学を含む。）、高等専門学校、専門学校の学生で、令和9年3月に卒業・修了する学生

3 実習場所、期間および時間

- (1) 実習場所 鯖江市役所（本庁および出先機関等）
- (2) 実習期間 令和7年8月25日（月）から8月29日（金）までの5日間
- (3) 実習時間 8時30分から17時15分まで
12時00分から13時00分は休憩時間となります。

4 募集人数および選抜方法

28名程度とする。（応募者数の関係などで受け入れできない場合があります。）

5 就業体験の内容

- 1日目：全体オリエンテーション、鯖江市主要プロジェクト紹介、職場見学など
 - 2日目～4日目：各所属での就業体験
 - 5日目：総括、職員との座談会
- ※各所属での就業体験内容は、別添実習先一覧をご確認ください。

6 就業体験を行う際に必要な（求められる）能力

- (4) 就業体験を実施する鯖江市行政分野に対する関心
- (5) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイントなど）の基本操作を行う能力

7 報酬、手当および実習中の事故等

- (1) 鯖江市からは実習期間中の報酬、交通費、諸手当、食費等の経費は支給いたしません。
- (2) 実習中の万一の事故に備え、傷害保険および損害賠償保険に加入するとともに、加入がわかる書類（証券の写しや証明書など）を提出いただく必要があります。なお、書類の提出時期は受入可否結果通知後となります。
保険については、入学時に加入を義務付けている大学等もありますので、所属する大

学等のキャリアセンター窓口にご相談ください。

保険に加入していない場合は、インターンシップの受入れができません。

8 実習に係る遵守事項

実習中は、守秘義務や信用失墜行為等の禁止など、守っていただくことがありますので、実習開始前に誓約書を市に提出していただきます。

9 申込期間

令和7年5月20日（火）～令和7年6月30日（月）

10 参加申込の方法

鯖江市職員採用サイト「採用情報－説明会情報－令和7年度 鯖江市役所インターンシップを開催します！」内、「4. 申込」にある、「鯖江市役所短期実務体験インターンシップ（短期：5日間）」応募フォームより、電子申請にてお申し込みください。

※長期（3週間）インターンシップとは申込方法が異なりますのでご注意ください。

11 実習決定後の提出物

- (1) 実習生受入決定通知書を受け取った方は、大学等のキャリアセンターに必ず報告に行き、大学等にて加入している保険が適用となるかご確認いただいた上で、保険加入がわかる書類（証券の写しや証明書など）をご用意ください。
- (2) ホームページから誓約書をダウンロードし自筆で必要事項を記入ください。
- (3) (1)(2)を合わせて、「13 鯖江市役所インターンシップ担当部署」まで郵送またはご持参ください。

12 その他

- (1) 駐車場台数に限りがございますので、通勤は可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- (2) 通学定期券の通勤への使用の可否につきましては、各自で各鉄道会社等へ事前に確認してください。
- (3) 実習時の服装は、制服を着用している学生は制服で結構です。制服以外の場合は、公務職場として信用と品位を保つ服装に留意してください。（上着なし、ノーネクタイ可）。
- (4) インターンシップを通じて取得した学生情報は、インターンシップに関する連絡や市政に関する情報提供の目的のほか、広報活動および採用活動に使用する場合があります。
- (5) 本インターンシップへの参加は、鯖江市職員への採用に際して、いかなる優先権を与

えるものではありません。

13 鯖江市役所インターンシップ担当部署

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市総務部職員課職員グループ インターンシップ担当

TEL 0778-53-2201 FAX 0778-51-8155

E-mail SC-Shokuin@city.sabae.lg.jp